

日本企業の海外における事業展開に際しての  
環境影響評価ガイドブック  
～カンボジア編(改訂版)～



スクリーニング段階におけるパブリックコンサルテーション  
(写真提供：カンボジア政府)

平成 30 年 3 月

**IGES** Institute for Global Environmental Strategies  
公益財団法人 地球環境戦略研究機関

本ガイドブックの内容は、調査を行った2014年11月から2017年12月時点の情報をもとに作成されたものであり、法令や制度、手続き等は今後改定される可能性があります。環境省及びIGESは、本ガイドブックの利用によって生じた損害、損失に対していかなる場合でも一切の責任を負いません。

なお、本ガイドブックの作成は、日本国環境省による「平成26年度アジアにおける環境影響評価連携推進業務」、「平成27年度アジアにおける環境影響評価連携推進業務」及び「平成29年度アジアにおける環境影響評価連携推進業務」の一環として行われたものです。

## 日本企業の海外における事業展開に際しての環境影響評価ガイドブック～カンボジア編～

執筆者：

松本郁子, IGES;

*Richard J. Frankel, Mae Fah Luang University, Thailand*

公益財団法人地球環境戦略研究機関 (IGES)  
〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口 2108-11  
Tel: 046-855-3700 Fax: 046-855-3709  
Email: [iges@iges.or.jp](mailto:iges@iges.or.jp)  
URL: <http://www.iges.or.jp>

## 1 目次

1	目次	2
2	略語一覧	3
3	はじめに	4
4	環境影響評価手続きに係る基礎情報	7
5	国際的な環境影響評価手続き・基準との比較と注意点	15
6	環境影響評価の実施実績とこれを取り巻く状況	19
7	関連する現地政府機関・国際機関のコンタクト	21
8	その他参考になる資料等	24
9	参考文献	24
10	添付資料	25

## 2 略語一覧

CDC	Council for the Development of Cambodia	カンボジア開発評議会
CIB	Cambodian Investment Board	カンボジア投資委員会
EIA	Environmental Impact Assessment	環境影響評価
EMP	Environmental Monitoring Plan	
IEIA	Initial Environmental Impact Assessment	事前環境影響評価
IFC	International Finance Corporation	国際金融公社（世界銀行グループ）
MoE	Ministry of Environment	環境省
TOR	Terms of Reference	仕様書

## 3 はじめに

### 3.1 本書作成の背景と目的

急速な経済成長により都市化や工業化が進展しているアジア地域諸国においては、事業実施に伴う環境への負荷低減のために環境影響評価を含む様々な環境政策の整備が進められています。こうした中、アジア地域各国に事業展開する日本を含む海外の民間企業にも現地の法制度や手続き、基準等に従って環境配慮を行うことが求められています。従って、事業投資に先立って現地の環境配慮に係る制度について十分に情報を把握し、適切に対処していくことが、環境影響に係る事業リスクの回避・低減のために有効です。

アジア地域に事業展開する日本企業のこうした情報ニーズに対応すること、及び各国の環境影響評価制度・運用の高度化に向けた地域内連携推進に資することを目的に、環境省は「平成 26 年度アジアにおける環境影響評価連携推進業務」、「平成 27 年度アジアにおける環境影響評価連携推進業務」及び「平成 29 年度アジアにおける環境影響評価連携推進業務」を公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）による請負事業として実施しました。本業務では、日本企業の海外事業展開にとっての有益性、及び環境影響評価制度・運用高度化に係るアジア地域内連携推進への有益性の 2 つの観点から、インドネシア、韓国、カンボジア、タイ、ベトナム、ミャンマー及びラオスの 7 カ国を調査対象として選定し、各国の環境影響評価制度及びその運用実態について調査を実施しました。

本書は、上記調査のうちカンボジアの調査結果に基づき、カンボジアへの事業投資を検討する日本企業に対して、現地の環境影響評価制度及びその実施上のノウハウについて情報提供することを目的に作成されたものです。

なお、本書に掲載した情報は 2017 年 12 月時点のものであり、カンボジアではパブリックコンサルテーションを経た 2015 年 3 月の環境影響評価法の改定案の最終版が、2015 年 8 月に環境大臣に提出されました。2015 年 8 月、環境大臣はこの環境影響評価法の改定案を含む新しい環境法典を策定することを発表し、より包括的な環境法典の策定のための新しい技術委員会が設置され、現在、新しい環境法典の制定作業が進められています。新しい環境法は 2017 年 7 月時点で第 9 ドラフトとなり、2018 年中の完成を目指しています。

### 3.2 日系企業の進出状況—セクター・規模・事業の特徴

カンボジア経済は、2004 年から 2007 年の 4 年間、10%を超える高い経済成長を継続しました。2009 年の経済成長率は、世界的な経済危機の影響を受け 0.1%まで落ち込んだものの、2010 年は 6.0%、2011 年は 7.1%と回復しています。カンボジア経済財務省によると 2012 年及び 2013 年の経済成長率はいずれも 7.0%で推移しています（カンボジア開発協議会 2013:

II-1)。また、2014年、2015年、2016年には実質 GDP 成長率は7.1%、7.0%、7.0%となっています (JETRO 2017)。

2016年の輸出は前年比で9.9%増、輸入も同5.4%増となり、貿易収支は36億2,254万ドルの赤字(同4%減)となっています。対内直接投資額は同194%増と大幅に伸び、特に日本からの投資額は7億7,375万ドルと中国を上回る額となっています。また、日本企業の大型投資や経済特区への進出が増加した結果、経済特区への投資額も全体で31.0%増加しています(JETRO 2017)。日本貿易振興機構(JETRO)プノンペン事務所の調査によると、日本企業による2010年から2013年にかけての投資は、経済特区内外での投資の合計が、3.3百万米ドル(4件、2010年)から126百万米ドル(20件、2011年)、283.3百万米ドル(22件、2012年)、94.7百万米ドル(26件、2013年)と順調な伸びを示してきています。このうち、経済特区内での日本企業による投資が3.3百万米ドル(4件、2010年)、110.9百万米ドル(15件、2011年)、65.9百万米ドル(16件、2012年)、57.7百万米ドル(18件、2013年)とその大半を占めてきています。カンボジア商業省によると、商業省への日系企業会社の登録数は、2010年19社、2011年86社、2012年179社、2013年195社と順調にその数を伸ばしてきています(JETRO 2014a)。

2016年の海外投資は産業別に、観光(39.8%)、工業(29%)、農業(14.1%)、サービス業(17.1%)となっています。また、2013年のカンボジアの主要産業は、農業(21%)、製造業(16.3%)、商業(9.6%)、運輸・通信(8.1%)、サービス業(8.2%)、漁業(7.4%)、建設業(7%)などとなっています。カンボジア政府が奨励する事業案件としては、労働集約型産業、輸出加工型産業、農業および農産物加工、鉱物資源・エネルギー、人材育成となっています(JETRO 2014a)。日本からの投資案件も、製靴、縫製、電子部品等の組み立て、バック等の労働集約型の事業が中心となっています。但し、今後、安定した電力供給と安い人件費を活かした重工業型の投資にも期待が集まってきています(JETRO 2014b)。

### 3.3 環境影響評価制度及びその運用に関するハイライト

カンボジアでは、「環境保全・自然資源管理法 (Law on Environmental Protection and Natural Resources Management, 1996年)」のもとで、開発事業における環境・社会配慮が求められており、その第6項で「環境影響評価が、環境影響評価の要件となるすべての公的・民間事業において実施され・・・、王国政府に意思決定のために提出される前に環境省によってレビューや評価が行われなければならない」ことが規定されています。また、第7項では「国が提出するすべての投資事業申請は予備的な環境影響評価や環境影響評価を合わせて提出しなければならない・・・、環境省はカンボジア王国の投資法に定められているように、事前環境影響評価 (Initial Environmental Impact Assessment, IEIA) や環境影響評価 (EIA) の評価を行い、提案を提出しなければならない」と規定されています。環境影響評価の手続きについては、「環境影響評価の手続きに関する政令 (Sub-decree on Environmental Impact Assessment Process, No. 72 ANRK.BK, 1999年)」に定められています。

また、「州政府による環境省の代行の意思決定の権限についての規程 (Declaration on Power Delegation of Decision Making Instead of Ministry of Environment for Investment Projects to the Municipal-Provincial Department of Environment, 2006 年)」において 200 万米ドル以下の投資事業に関しては、州政府が IEIA/EIA の審査とコメントを行うことが規定されています。また、「州の投資準委員会の設立に関する政令 No. 17 ANK/BK (Sub-Decree on the Establishment of the Sub-Committee on Investment of the Provinces-Municipalities, No. 17 ANK/BK, 2005 年)」においては、200 万米ドル以上の投資事業に関してはカンボジア開発議会 (Council for the Development of Cambodia, CDC) による、200 万米ドル以下の投資事業に関しては、州の投資準委員会を含む関係機関による、事業の承認が必要であることが規定されています。また、「IEIA/EIA 報告書の策定に関する一般的なガイドラインについての規程 No. 376 BRK.BST (Declaration on General Guidelines for Developing Initial and Full Environmental Impact Assessment Reports, No. 376 BRK.BST, 2009 年)」においては、IEIA/EIA の準備における手続きを定めており、IEIA/EIA に含まれるべき項目を明示しています。カンボジアでは「環境影響評価関係法令に関する歴史が浅く、幅広い適用が行われてきていない」との分析もあります (Li 2008: 6)。

カンボジアでは 2012 年から環境影響評価関係法令の改正が市民参加のもとで進められ、多くのパブリックコンサルテーションが開催されてきました。この改訂版の環境影響評価法案においては、事業によっては戦略的影響評価、健康影響評価、累積的影響評価のほか、国境を越えた影響評価も求められることになっていました。また、環境管理計画の実施を行っていない事業者に対して厳しい罰則や罰金を科すことや、環境管理計画が適切に実施されるまで事業を一時的に中止する権限も環境省に認める規定が含まれていました。最終的な環境影響評価法案は、2015 年中旬に下院議会に提出され、2015 年 8 月に環境大臣は最終的な環境影響評価法案をもとに、より包括的な環境法典の制定を発表し、現在、専門委員会の議論のもと新しい環境法典の制定作業が進められています。新しい環境法典は、国連開発計画などの国際機関の支援も得て、2017 年 7 月時点で第 9 ドラフトとなっており、2018 年中の完成予定を目指しています。

この新しい環境法典における環境影響評価においては、国際協力機構(JICA)が 2017 年 6 月から 2020 年 12 月までの 3.5 年間、「環境影響評価を含む環境公害管理能力向上プロジェクト」の技術支援を行い、いくつかのセクターガイドラインの策定、これに伴う環境影響評価報告書のレビューマニュアルの作成、及びスタッフの能力強化事業などを実施しています。この事業の元、今後 3 年間のうちにいくつかのセクターガイドラインや環境影響評価報告書のレビューマニュアルが策定される予定です。

また、2016 年 4 月にはカンボジア環境省と鉱山とエネルギー省の合意事項として、「すべての鉱山開発と小規模鉱山開発事業に関わる環境影響評価についての規定 (No. 191)」が定められ、2017 年 1 月には、「環境モニタリングと監査の手続きについての案内」が策定されています。

## 4 環境影響評価手続きに係る基礎情報

カンボジアでは、「環境保全・自然資源管理法（1996年）」のもとで、環境影響評価の要件となるすべての公的・民間事業において環境影響評価が実施され、王国政府の意思決定の前に環境省によってレビューや審査が行われなければならないことが規定されています。また、「環境影響評価の手続きに関する政令（1999年）」で環境影響評価の手続きが定められ、「IEIA/EIA 報告書の策定に関する一般的なガイドラインについての規程 No. 376 BRK.BST（2009年）」において、IEIA/EIA に含まれるべき項目が明示されています。

### 4.1 対象事業

「環境影響評価の手続きに関する政令（1999年）」の Annex において、工業、農業、観光業、インフラ事業のそれぞれのセクターにおいて、IEIA/EIA 報告書の対象となる事業の規模が明らかにされています（対象事業リストは、巻末の添付資料参照）。

ただし、規模や影響の度合いによって、IEIA と EIA のどちらが求められるのかについての明確なガイドラインはありません。IEIA が必要なのか EIA が必要なのかについては、環境省環境影響評価局審査室が最初の現地調査を行った後、決定されています。

事業者は初期的な事業計画を、スクリーニングのために環境省に提示することが求められます。また、事業規模が 200 万米ドル以上か以下かによって、環境省による EIA の審査が行われるか、州政府による審査が行われるかが決まっています。

### 4.2 事業者の責務

「環境影響評価書の評価とモニタリングの費用の決定に関する環境省と経済・財務省間の共同規程（2012年）（Joint Declaration between MOE and MEF on Determination of Service Fee for EIA reviewing and Monitoring）」に基づき、事業者は経済財務省を通じて、環境省に対して、事業の規模等に応じて審査とモニタリングの費用を支払わなければなりません。

### 4.3 手続きフロー

カンボジアでの IEIA/EIA 報告書の手続きは以下のとおりです（図 4.3-1 参照）。

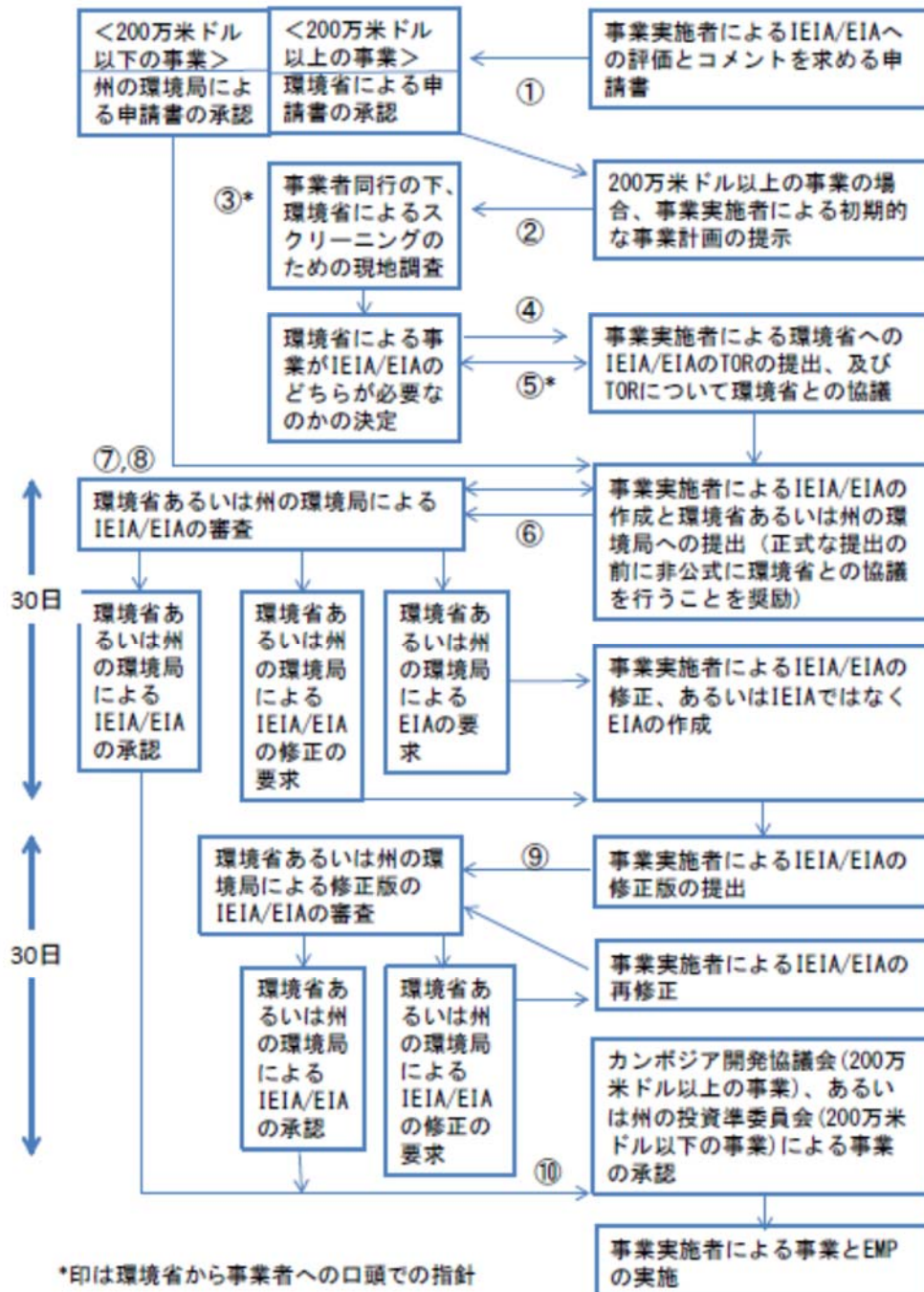
- ① 政府・民間ともに、すべての対象となる事業者は IEIA/EIA 報告書 への審査とコメントを求める申請を行い、承認を受けなければなりません。200 万米ドル以上の事業については環境省に申請し、環境省の承認を得なければなりません。200 万米ドル以下の事業は、州政府が IEIA/EIA 報告書 への評価とコメントを求める申請を受け付け、承認を行います。

- ② 事業者は初期的な事業計画を、スクリーニングのために環境省に提示することが求められます。
- ③ 事業計画提出後、環境省は事業者と共にスクリーニングのための現地調査を行います。
- ④ IEIA が必要なのか EIA が必要なのかについては、環境省環境影響評価局審査室が最初の現地調査を行った後決定します。
- ⑤ 環境省は、事業者に対し、IEIA/EIA 報告書の作成前に、IEIA/EIA 報告書の TOR を環境影響評価局に提出し、評価を始める前にその評価項目について環境影響評価局とコンサルテーションを行うことを求めています。
- ⑥ 環境省は、審査が 30 日間にスムーズに終了するよう、正式な IEIA/EIA 報告書の提出の前に非公式に環境影響評価局にコンタクトを取ることを奨励しています。
- ⑦ 「IEIA/EIA 報告書の策定に関する一般的なガイドラインについての規程 No. 376 BRK.BST (2009 年)」において、審査の手続きおよび評価項目が規定されており、これに基づいて審査が行われます。環境省や州政府は、30 日営業日以内に IEIA/EIA 報告書 への評価とコメント (Common Letter) 、あるいは承認を行わなければならないこととされています。環境省や州政府による IEIA/EIA 報告書 への評価と承認においては、技術職員による現地調査とコメントが含まれていなければなりません。本業務で調査した 3 件の民間投資事業においては、実際には EIA 報告書の審査と環境省からの評価やコメントについてのレターの送付には、それぞれ 60-80 日営業日程度、10-40 日営業日程度、合計 70-120 日営業日程度の時間がかかっています。
- ⑧ この 30 日の間に、EIA 報告書に関しては 1) 環境影響評価局の審査、2) 環境省の関係部局も含めた包括的な審査、3) 他の関係省庁も含めた審査、の 3 つの審査が行われます。IEIA 報告書に関しては、1) 環境影響評価局の審査、2) 環境省の関係部局も含めた「技術的ワーキンググループ」による包括的な審査のみが行われます。
- ⑨ 事業者は、これらのコメント (Common Letter) を受けて、IEIA/EIA 報告書を修正し、再度環境省に提出し、これを受けて最終的な環境省からの許可が下りることになります。環境省や州政府は、修正された IEIA/EIA 報告書 を受けて、30 日営業日以内に IEIA/EIA 報告書 への評価とコメント (Common Letter) 、あるいは承認を行わなければならないこととされています。
- ⑩ さらに、環境省や州の環境局による IEIA/EIA 報告書 の承認後、200 万米ドル以上の投資事業に関しては CDC による、200 万米ドル以下の投資事業に関しては州の投資準員会を含む関係機関による、事業の承認が必要です。

民間及び公共のすべての事業は、政府による承認前に環境省による評価が行われなければならないことが「環境保全・自然資源管理法 (1996 年)」及び「環境影響評価の手続きに



関する政令（1999年）」で定められており、カンボジアで事業を行うすべての事業者は商業省に事業の登録を行わなければなりません。一方、公共事業に対しては商業省への登録が求められていないために、環境省による承認が見過ごされていることがあります。



(出典：IEIA/EIA 報告書の策定に関する一般的なガイドラインについての規程 No. 376 BRK.BST 2009年(6頁)及び環境省へのインタビューを基に筆者作成)

図 4.3-1 カンボジアの IEIA/EIA の手続きフロー

## 4.4 監督・許認可省庁等について

環境省の環境影響評価局には約 73 名のスタッフがいます。環境影響評価局には 6 名の管理職のほかに、1) 事務・会計室 (8 名)、2) 鉱物・エネルギープロジェクト審査室 (7 名)、3) 工業・保健プロジェクト審査室 (6 名)、4) インフラ・観光プロジェクト審査室 (6 名)、5) 法務室 (7 名)、6) モニタリング室 (8 名)、7) 市民参加室 (5 名)、8) 環境社会基金室 (7 名、2012 年開設)、9) 農業・水資源プロジェクト審査室 (8 名) の各部署が設置されています。

審査室は、鉱物・エネルギープロジェクト審査室 (7 名)、工業・保健プロジェクト審査室 (6 名)、インフラ・観光プロジェクト審査室 (6 名)、農業・水資源プロジェクト審査室 (8 名) の 4 つのセクターに分かれており、各チームには森林保全・管理、土木、生物多様性保全、環境管理、漁業技術、農業開発などの修士号を取得した技術スタッフが含まれています。また、事業のモニタリングはモニタリング室で実施されています。

また、2014 年に策定された「環境影響報告書の評価とコメントのための技術的ワーキンググループの設置に関する規程 No. 063 Pr.K MoE (Prakas (Declaration) on Establishment of Technical Working Group for Reviewing and Commenting on EIA Report, No. 063 Pr.K MoE, 2014 年)」により、環境大臣は環境省の職員からなる環境影響評価報告書の評価を行うための技術的ワーキンググループを設置することができます。ただし、このワーキンググループには、他省庁からの職員や外部の専門家などは含まれていません。

## 4.5 評価の項目及び方法

IEIA/EIA 報告書に含まれるべき項目は、「IEIA/EIA 報告書の策定に関する一般的なガイドラインについての規程 No. 376 BRK.BST (2009 年)」において明示されています。IEIA/EIA 報告書には、下記の 11 の項目が含まれていることが求められています。

- ① 概要
- ② はじめに (事業の概要、手法やスコープなど)
- ③ 法的枠組み (参照するすべての環境法や基準)
- ④ 事業の概要 (背景、事業地、事業の種類、事業のスコープとスケジュール、事業計画)
- ⑤ 自然環境 (生態的要素、社会・経済的側面)
- ⑥ 市民参加 (地域の影響住民や NGO、地元政府へ情報の提供、フィードバック、コメントやコンサルテーション、パブリックコンサルテーションの結論)
- ⑦ 環境影響と保全措置 (環境と社会・経済への正と負の影響についての記述)
- ⑧ 環境行動計画 (建設工事期間、事業実施期間、事業の閉鎖期にわたる環境モニタリング計画)

- ⑨ 経済分析と環境の価値（環境影響のスコープ環境と価値に関連した事業による便益）
- ⑩ 結論と提案（事業者は環 IEIA/EIA 告書における（社会）開発事業に関わる提案に関する遵守の確保と責任を負う）
- ⑪ 参考資料及び添付資料

IEIA/EIA の TOR は事業ごとに作成され、IEIA/EIA 報告書に含まれるべき評価項目以外にガイダンス等は存在しません。保全措置や、モニタリングの手法やスケジュールなどを含む環境行動計画の策定が IEIA/EIA 報告書の項目の中で求められていますが、保全措置において、回避・低減・代償の優先順位は特に明確にされているわけではありません。代替案の提示についても特に規定はありません。また、現在の政策においては、政府の政策や計画、プログラムなどを評価する戦略的環境アセスメントを奨励する政策は国家レベルにおいても州レベルにおいても存在しません。

ただし、2015 年 3 月現在、起草が進められている新しい環境影響評価法案においては、必要に応じて、戦略的環境アセスメントや、環境影響評価における気候変動のリスクや温室効果ガスの排出、健康影響評価、累積的影響評価、越境的影響調査などが求められることとなっています。

IEIA/EIA に関する特定の技術的ガイドライン等は存在しませんが、「水質汚染規制に関する政令 No. 27 ANRK.BK (1999 年) (Sub-Decree on Water Pollution Control, No. 27 ANRK.BK)」、 「固形廃棄物管理に関する政令 No. 36 ANRK.BK (1999 年) (Sub-Decree on Solid Waste Management, No. 36 ANRK.BK)」、 「大気汚染規制と騒音に関する政令 No. 42 ANRK.BK (2000 年) (Sub-Decree on Air Pollution Control and Noise Disturbance, No. 42 ANRK.BK)」、 「保護地区の設置と指定に関する勅令 (1993 年) (The Royal Decree on the Creation and Designation of Protected Areas)」に、水質、大気、騒音、固形廃棄物、保護地区に関する規定があります。石油・天然ガス事業、鉱工業に関しては Oxfam の支援により作成されたセクターのガイドラインが存在しますが、これは環境省による正式な承認プロセスを終了しているものではありません。

## 4.6 環境保全措置及びモニタリング

環境省は、事業者が IEIA/EIA 報告書に記載した環境行動計画に基づくモニタリングの実施を確保するために、フォローアップ、モニタリング及び適切な手段を取ることであります。事業者は、「IEIA/EIA 報告書の策定に関する一般的なガイドラインについての規程 No. 376 BRK.BST (2009 年)」において、IEIA/EIA 報告書の環境行動計画のなかで、事業の建設中、実施中、閉鎖時におけるモニタリング項目やその手法、スケジュール、4 半期ごとのレポートなどについて記述が求められていますが、環境影響評価の手続きにおいてモニタリングの報告書の提出などが義務化されているわけではありません。事業のモニタリングは、

事業者からの環境行動計画に基づいた3-6ヶ月に1度のモニタリングレポートをもとに環境省環境影響評価局モニタリング室が行っており、年2回程度現地視察を行っています。

大気汚染や騒音、水質汚染については、「水質汚染規制に関する政令 No. 27 ANRK.BK (1999年)」や「大気汚染規制と騒音に関する政令 No. 42 ANRK.BK (2000年)」において、環境省による明確なモニタリングの責任が規定されています。

カンボジアでは、環境影響評価に特定した地域住民などによる異議申し立ての手続きなどは定められていません。ただし、事業に対して地域住民が利用できる異議申し立て手続きとして2つの手段が存在します。一つ目は、経済省の異議申し立て委員会が定めた異議申し立てメカニズム (Mechanism for Objection Complaint, No. 004, dated June 28, 2006) です。もう一つは、裁判の手続きを通じて異議を申し立てるというメカニズムです。

また、2015年3月現在、起草が進められている新しい環境影響評価法案においては、環境管理計画の実施を行っていない事業者に対して厳しい罰則や罰金を科すことや、環境省に環境管理計画に基づくモニタリング等が適切に実施されるまで事業を一時的に中止する権限を認める規定などが含まれています。

## 4.7 情報公開と住民参加

### 4.7.1 情報公開

環境影響評価関係法令においては、事業者はパブリックコンサルテーションの際に事業についての情報を共有することが求められていますが、IEIA/EIA 報告書に関し、いつ、どのような情報を公開するべきなのかについては、法律や政令、規定などで具体的な手続きなどが定められていません。ただし、現在環境省は環境影響評価制度についてのホームページを開設し、事業の承認後に環境影響評価報告書の概要をホームページ上で公開する準備を進めています。

環境省は30日間のEIA報告書の審査の一環として、関係省庁やNGOが参加するマルチステークホルダー会議を開催しており、マルチステークホルダー会議の出席者には修正前のEIA報告書が公開されています。NGOはこれらの修正前のEIA報告書を独自の図書施設などを通じて一般に公開していますが、最終的なEIA報告書は公開されていません。また、環境省のホームページなどを通じたEIA報告書の公開などは行われていません。

### 4.7.2 住民参加

「環境影響評価の手続きに関する政令 (1999年)」においては、1章の一般事項の中で「環境影響評価のプロセスにおいて市民参加 (“public participation”) を奨励し、市民から事業実施前の再検討のための概念的なインプットや提案を考慮する」と規定されています。具体的な参加のタイミングや手法、情報公開の手続きなどについては、環境影響評価の手続きに関する政令において定められていません。また、「IEIA/EIA 報告書の策定に関する一般的なガ

イドラインについての規程 No. 376 BRK.BST (2009 年)」の IEIA/EIA の市民参加の項目において、事業についての情報の提供、関係政府機関からのフィードバック、NGO からのコメント、事業により影響を受ける住民とのコンサルテーションなどが求められています。ただし、具体的にどのタイミングでどのような情報の提供やコンサルテーションを行うべきなのかについては、規定されていません。

実質的には環境省は事業者に対して、IEIA/EIA 報告書の作成にあたって、1) スクリーニング時点での事業について地域住民や地方政府関係者等への説明とヒアリング（環境省職員も参加）、2) 環境影響評価の実施における地域住民や地方政府関係者などへのさらに詳細な現地でのヒアリングや調査、3) 環境影響評価終了後に地域住民や地方政府へ影響調査結果と対応策についての説明、の 3 つの手続きを経ることを求めています。こうした動きを受けて、住民参加に関しては、現在の運用実態を踏まえた住民参加のガイドラインの策定を検討中です。一方で、カンボジアにおける大型事業の EIA においては、非常に限定的な市民参加しか行われていないとの分析もあります (Hubbel 2007; Hirsch 2007)。

#### 4.8 環境影響評価を実施するコンサルタント等について

2014 年 5 月に、新しく「環境・社会影響評価報告書の調査と実施を行うコンサルタント会社の登録に関する規程 (Prakas (Declaration) on Registration of Consulting Firms for Studying and Preparing Environmental and Social Impact Assessment Reports, No. 215 BrK, 2014 年)」が制定されました。これを受けて、環境影響評価を行うことができるコンサルタントの登録と認証制度が設置され、9 社のコンサルタントが正式に登録され、認証を受けました (下記「表 4 政府の承認を受けた登録コンサルタントのリスト」参照)。これにより、IEIA/EIA を行うコンサルタントの質の向上が期待されています。

カンボジア国内の事業において IEIA/EIA 報告書を作成する際には、必ずこの登録された現地のコンサルタントが IEIA/EIA をリードしなければならないが、国際的なコンサルタント会社は、これらの政府の認証を受けた現地コンサルタントと協力して IEIA/EIA を行うことが求められます。

#### 4.9 技術指針・ガイドライン等

カンボジアの IEIA/EIA に関する法令は以下の通りです (「表 4.9-1 カンボジアの環境影響評価に関する法令」参照)。

表 4.9-1 カンボジアの環境影響評価に関する法令

所轄官庁	法令	年/月
環境省 Ministry of Environment	環境保全・自然資源管理法 Law on Environmental Protection and Natural Resources Management	1996
	環境影響評価書実施のガイドラインについての規定 No.49 Prakas (Declaration) on Guideline for Conducting Environmental Impact Assessment Report, No.49	2000/3
	州環境局による投資省の代行の意思決定の権限についての規定 Prakas (Declaration) on Power Delegation of Decision Making Instead of Ministry of Environment for Investment Projects to the Municipal-Provincial Department of Environment,	2005
	IEIA/EIA 報告書の策定に関する一般的なガイドラインについての規定 No. 376 BRK.BST Prakas (Declaration) on General Guidelines for Developing Initial and Full Environmental Impact Assessment Reports, No. 376 BRK.BST	2009/9
	環境影響報告書の評価とコメントのための技術的ワーキンググループの設置に関する規定 No. 063 Pr.K MoE, Prakas (Declaration) on Establishment of Technical Working Group for Reviewing and Commenting on EIA Report, No. 063 Pr.K MoE	2014/2
	環境・社会影響評価報告書の調査と実施を行うコンサルタント会社の登録に関する規定 No. 215 BrK Prakas (Declaration) on Registration of Consulting Firms for Studying and Preparing Environmental and Social Impact Assessment Reports, No. 215 BrK	2014/5
	環境モニタリングと審査に係る手続きについての案内 Announcement on Environmental Monitoring and Inspection Procedure	2017/1
首相府 Council of Ministers	環境影響評価の手續きに関する政令 No. 72 ANRK.BK, Sub-decree on Environmental Impact Assessment Process, No. 72 ANRK.BK,	1999/8
	保護地区の設置と指定に関する王国法令 The Royal Decree on the Creation and Designation of Protected Areas,	1993
	水質汚染規制に関する政令 No. 27 ANRK.BK Sub-Decree on Water Pollution Control, No. 27 ANRK.BK	1999/4
	固形廃棄物管理に関する政令 No. 36 ANRK.BK Sub-Decree on Solid Waste Management, No. 36 ANRK.BK,	1999/4
	大気汚染規制と騒音に関する政令 No. 42 ANRK.BK Sub-Decree on Air Pollution Control and Noise Disturbance, No. 42 ANRK.BK	2000/7
	州の投資準委員会の設立に関する政令 No. 17 ANK/BK Sub-Decree on the Establishment of the Sub-Committee on Investment of the Provinces-Municipalities, No. 17 ANK/BK	2005/2
カンボジア王国 Royal Government of Cambodia	国家グリーン成長ロードマップ The National Green Growth Roadmap	2009/9
	環境影響評価書の評価とモニタリングの費用の決定に関する環境省と経済・財務省間の共同規定 Joint Declaration between MOE and MEF on Determination of Service Fee for EIA reviewing and Monitoring	2012
経済・財務省 Ministry of Economy and Finance (MEF) 及び 環境省 Ministry of Environment		
下院議会 National Assembly	自然保護地区法 No. NS/RKM/0208/007 Law on Nature Protection Areas (Protected Area Law), No. NS/RKM/0208/007	2008/2
	土地法 Land Law	2001
	鉱物資源管理と採掘法 The Law on Mineral Resource Management and Exploitation	2006/10
	森林法 The Law on Forestry	2002
農林漁業省 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries 及び 環境省 Ministry of	経済的な土地の許認可管理の強化に関する省庁間の規定 Inter-Ministerial Prakas on Strengthening Economic Land Concession Management	2004/5

Environment		
鉱山・エネルギー省 Ministry of the Mine and Energy 及び 環境省 Ministry of Environment	すべての鉱山開発と小規模鉱山開発事業に関わる環境影響評価についての規定 (No. 191) Intergovernmental Posts on the Classification of Environmental Impact Assessment for All Mining, All Construction, Mining, or Mining Projects of Small Craft or Small Business	2016/4

出典：現地でのヒアリングなどを基に筆者が作成

## 5 国際的な環境影響評価手続き・基準との比較と注意点

2015年2月現在のカンボジアの環境影響評価制度について、国際的に民間投資のベストプラクティスとして考えられている、世界銀行グループの国際金融公社(International Finance Corporation, IFC)のパフォーマンス・スタンダードとの比較における重要なポイントは、以下のとおりです。

### 5.1 保全措置とモニタリング

IFCのパフォーマンス・スタンダード1においては、事業によるリスクや影響への対応策を考える際、回避、軽減、補償・代償措置の優先順位で対応を検討するミティゲーション・ハイラキーを推奨していますが(IFC 2012: PS1, para 14)、カンボジアの環境影響評価制度においては回避、軽減、補償・代償措置の優先順位は明確にされていません。国際的なEIAの手続きに沿った環境影響評価書の作成においては、環境影響の回避、軽減、補償・代償措置の優先順位を明確にしておく必要があります。

また、パフォーマンス・スタンダード1においては、事業による地域への影響が非常に大きい場合、外部専門家によるモニタリング情報の確認が求められていますが(IFC 2012: PS1, para 22)、カンボジアの2015年2月現在の環境影響評価制度において、モニタリング情報の外部専門家による確認は求められていません。さらに、事業者は事業により影響を受ける住民へのリスクや影響についての行動計画の実施状況について、事業により影響を受ける住民に対して定期的に報告を行うことが求められていますが(IFC 2012: PS1, para 36)、カンボジアの2015年2月現在の環境影響評価制度において、こうした事業者から事業により影響を受ける住民への報告は求められていません。

### 5.2 気候変動への影響や累積的影響、関連施設による影響の考慮

IFCのパフォーマンス・スタンダード1及び3においては、温室効果ガスの排出削減に向けての配慮や累積的影響や関連施設による影響についても適切な配慮を行う必要があります(IFC 2012: PS1, para 7, 8)、事業から年間25,000トン以上の二酸化炭素あるいは同等の温室

効果ガスを排出する場合には、直接的、また間接的な温室効果ガスの排出量を算出する必要があります（IFC 2012: PS3, para 7,8）。しかし、カンボジアの 2015 年 2 月現在の環境影響評価制度において、これらの配慮は求められていません。ただし、現在起草中の新しい環境影響評価法案においては、累積的影響や関連施設による影響の配慮を環境影響評価書に含めることが求められています。また、必要に応じて、気候変動による影響評価を行うことが求められています。

### 5.3 情報公開と住民参加

IFC のパフォーマンス・スタンダード 1 においては、事業により影響を受ける住民と 1) 事業の初期段階から、2) 事前の適切な住民が理解できる言語やフォーマットによる情報公開に基づいた、3) 外部からの圧力のない、4) 意味のある双方向のコンサルテーションが求められています（IFC 2012: PS1, para 30）。また、事業によって地域住民に非常に深刻な影響がある場合には、事業者は事業により影響を受ける住民との、双方向の適切な情報に基づいたコンサルテーションと参加が求められています（IFC 2012: PS1, para 31）。しかし、カンボジア政府の「IEIA/EIA 報告書の策定に関する一般的なガイドラインについての規程 No. 376 BRK.BST (2009 年)」においては、IEIA/EIA 報告書の市民参加の項目において、事業についての情報の提供、関係政府機関からのフィードバック、NGO からのコメント、事業により影響を受ける住民とのコンサルテーションなどが求められているのみです。また、具体的にどのタイミングでどのような情報の提供やコンサルテーションを行うべきなのかについても、規定されていません。

### 5.4 労働者と労働条件

IFC のパフォーマンス・スタンダード 2 においては、どのような条件においても 18 歳以下の労働者を雇用することは禁止されていますが（IFC 2012: PS2, para 21）、カンボジアの労働法の 6 章 8 節では、18 歳以上は労働者として仕事をする事が認められています。国際的な基準に準じるためには、この年齢制限の違いに注意する必要があります。

パフォーマンス・スタンダード 2 においては、契約労働者やサプライチェーンの労働者についても、その安全で健康な労働条件を確保することが求められています（IFC 2012: PS2, para 6 & 7）。また、労働者が事業者に対して労働環境についての懸念を訴えることができる、異議申し立て手続きを定めることが求められています（IFC 2012: PS2, para 20）。カンボジアでは、労働法の 6、7、8 章及び関連準令やガイドラインなどにおいて、契約労働者やサプライチェーンの労働者を含む、すべての労働者への良好な労働条件と健康の確保について定められています。また、憲法 37 条及び労働法の 11 章と 12 章において、労働者による異議申し立て手続きについて定められています。カンボジアでは、労働者の年齢制限を除き、ほぼ国際的な基準に沿った労働法が整備されています。



## 5.5 コミュニティの健康と安全と警備

IFCのパフォーマンス・スタンダード4においては、事業の設計やデザインにおいて第三者や地域の事業によって影響を受ける住民の安全が確保され、リスクの大きい事業においては外部専門家を雇用することを求めています（IFC 2012: PS4, para 6）。カンボジアでは、事業の設計やデザインは「建設許可に関する政令 No. 86 ANK/BK(1997 年) (Sub-decree on Construction Permit No. 86 ANK/BK)」に基づいて行わなければならない、政令の19条において、建設現場の準備にあたっては安全手続きを尊重して行うことが定められています。また、20条において、市や州の政府関係者にはいつ何時でも建設現場の評価を行う権利が確保されています。

また、パフォーマンス・スタンダード4においては、事業による地域住民や第三者の健康への影響を配慮することが求められています（IFC 2012: PS4, para 7, 9 & 10）、カンボジアの現在の制度においては健康への影響について特に言及されていません。ただし、現在起草中の新しい環境影響評価法案においては、必要に応じて事業者は健康影響アセスメントを実施することが求められています。さらに、IFCのパフォーマンス・スタンダード4においては、事業の警備に関わるリスクアセスメントを求めています（IFC 2012: PS4, para 12）、カンボジアでは、事業の警備に関するリスクアセスメントは求められていません。

## 5.6 土地収用と非自発的移転

IFCのパフォーマンス・スタンダード5においては、非自発的移転が避けられない場合には、失われた資産への全額補償が行われ、生計を改善・回復するための支援が行われなければならない（IFC 2012: PS5, para 9）。カンボジアでは、道路拡張などの公共事業においては、「土地収用法

(Appropriation Law, 2014)」の下、人々は立ち退きを余儀なくされることとなりますが、彼らの資産は市場価格に基づいての補償、あるいは政府が準備した土地の取得のいずれかを選択することができます。民間事業においては、事業に伴う補償は事業者と影響を受ける地域住民との話し合いによって行われます。

また、パフォーマンス・スタンダード5においては、法的な土地や資産への権利がなくとも、そこに居住するあるいは利用している住民に対して補償を行うことを義務付けています（IFC 2012: PS5, para 17）。カンボジアでも、法的な土地や資産への権利がなくとも、「社会的土地の許可に関する政令( Sub-decree on Social Land Concession, dated May 31, 2010)」と「政府の土地における違法な一時的な居住に関する告示(2010年5月31日) (Sub-decree on Social Land Concession, and Circular 03 on Resolution on Temporary Settlement which have been illegally occupied on State land, dated May 31, 2010)」において、そこに居住するあるいは利用している住民は補償を受けることができます。

また、カンボジアでは経済財務省が土地収用や補償の手続きを行っていますが、2011年に経済財務省と公共事業・交通省、国際協力機構（JICA）が協力して「移転に関する基本的な手続き（Basic Resettlement Procedure）」を制定しています。この手続きにおいては、非自発的移転計画の策定から所轄機関、補償金額の調査や住民との交渉、支払、住民との協議や異議申し立て手続きの設置など、非自発的移転に関する詳細な手続きが定められています（MEF 2011）。

## 5.7 生物多様性の保全と自然資源の管理

IFCのパフォーマンス・スタンダード6においては、事業が絶滅危惧種や貴重種などにとって重要な生育地で行われる場合には、外部専門家を雇用することや絶滅危惧種の絶対数を地球規模、地域あるいは国レベルで減らさないこと、長期的なモニタリング計画を策定することなどが定められています（IFC 2012: PS6, para 8, 16&17）。また、パフォーマンス・スタンダード6においては、優先的に保全されるべき生態系サービスを把握し、外来種の侵入を防ぐことなどが定められています（IFC 2012: PS6, para 22&24）。カンボジアでは、「自然保護地域法(2008年) (Law on Natural Protected Areas)」において Critical Habitats (Core Zones) が定められており、この法律の中でこれらの国際的な基準がほぼ満たされています。

ただし、パフォーマンス・スタンダード6においては、食糧や繊維などの商品作物の生産地が重要や生育地をリスクにさらす地域である場合には、これらの商品作物の提供者の評価を事業評価の一部に含めることを求めています（IFC 2012: PS6, para 26&27）、この点に関するカンボジアにおける規定は存在しません。

## 5.8 先住民族の権利

IFCのパフォーマンス・スタンダード7においては、先住民族の定義として自己認識、地理的に特別な居住地への集団的な執着、慣習的・文化的・経済的・社会的な組織の存在などを挙げています（IFC 2012: PS7, para 5）。カンボジアでは、自然保護地域法（2008年）において、先住・少数民族の定義として「山岳地域に住む、その多くは移動式農業のほか、狩猟や漁業、森林資源の収集などの追加的な生計手段で生活を営む人々」と定めています。

また、パフォーマンス・スタンダード7においては、事業によって先住民族に重大な影響が及ぶ場合には、先住民族から自由で事前の十分な情報を基にした合意（Free, Prior and Informed Consent, FPIC）を得ることを求めています（IFC 2012: PS7, para 12, 16 & 17）。カンボジア政府は、先住民族の権利に関する国連宣言（UN Declaration on the Indigenous People's Rights）に署名していますが、カンボジアの法律にその理念は組み込まれてきていません。しかし、実際に重要な文化遺産に甚大な影響がある場合には、EIA 報告書においては、事業者は先住民族の文化的・聖霊的な行事などについて把握し、これに対する補償を行うことが

求められています。具体的な金額を決める規定などは定められていませんが、事業者は先住民族との交渉と合意によって補償を行うことが求められています。

また、カンボジアでは先住民族に関する法的な規定として、先住民族の自然資源の利用の権利の保全について定めた前述の「自然保護地域法（2008年）」のほか、「先住民族の土地の所有権を保護する土地に関する規程（Provisions in the land to protect the rights to land ownership of indigenous people）」、「先住民族の土地の登録手続きに関する政令（Sub-decree on Procedure of Registration of Land of Indigenous Communities）」が定められています。

## 5.9 文化的遺産

IFCのパフォーマンス・スタンダード8においては、事業によって文化遺産に影響が及ぶ可能性がある場合、事業者は文化的遺産の把握と保全を支援するために外部専門家を雇用することを求めています（IFC 2012: PS8, para 7）。カンボジアでは、国の文化遺産を保護するために「文化に関する国の政策（National Policy on Culture, dated July 18, 2014）」が定められており、文化遺産に重大な影響を与える場合には、ほぼ国際的な基準に沿ったかたちでこの影響を軽減するための対応策が求められています。ただし、この政策においては、事業者にとって重要な文化的遺産の把握と保全のために専門家を雇用することは規定されていません。

## 6 環境影響評価の実施実績とこれを取り巻く状況

### 6.1 近年の審査件数等

「環境保全・自然資源管理法（1996年）」では、開発事業における環境・社会配慮が求められており、その第6項で「環境影響評価が、環境影響評価の要件を満たすすべての公的・民間事業において実施され・・・、意思決定のために王国政府に提出される前に環境省によってレビューや評価が行われなければならない」ことが規定されています。しかし、実際にはすべての公的・民間事業において、IEIA/EIAが必要かどうかについて環境省に照会があるわけではありません。したがって、環境省では、EIAの必要性について照会のあった案件、年間約100-180件の事業に対してのみ対応しています。

表-6.1-1 2013年から2017年までに環境省の審査した案件

	種類	2013	2014	2015	2016	2017 (10月時点)	合計
承認 レタ	環境保全合意 (Environmental Protection Agreement)	135	104	129	n/a	n/a	368

一の種類	IEIA/EIA 報告書	30	41	25	49	50	195
環境省に照会のあった事業の総計		165	145	154	49	50	563

出典：環境省からの提供資料を基に筆者作成

## 6.2 環境影響評価の参考事例

これまでに、環境影響評価書の提出・承認なしに進められている 20 の鉱工業開発、観光開発、農業開発事業のうち、環境省の管轄である保護地区における事業については、2014 年に事業許可の取り消しが行われています。これらの事業は、環境影響評価を行うという前提で事業の実施許可が出されたことに違反するものであり、事業者は環境省からの 3 度にわたる警告書を無視したために、事業許可の取り消しが行われました。ただし、現行の制度の下では、環境省の管轄でない土地における事業については、環境影響評価書の承認が行われていなくても、環境省による事業許可の取り消しを行うことはできません。2015 年 3 月現在、起草が進められている環境影響評価法案においては、環境影響評価を適切に行わなかった事業者やコンサルタントに対して、罰金を含めた厳しい罰則が定められています。

国道 5 号線改修事業は、バタンバンーシソポン間において既存道路の改修やバイパス道路の整備などを行い、輸送能力の増強と輸送効率の改善を図る事業ですが、JICA による支援が行われたため、JICA の環境社会配慮ガイドラインに沿った丁寧な環境影響評価が行われています。特に、事業の実行可能性調査と並行する形で、事業の早い段階で環境影響評価が実施されたため、環境影響評価の結果が事業計画にうまく反映されている優良事例といえます。とりわけ、道路建設に伴う地域住民の移転は、カンボジアでの道路事業においても事業の遅延に繋がる困難な課題ですが、国道 5 号線改修事業においては、特に多くの移転を伴う居住地地域において、道路の高架を導入し居住地地域の移転を回避する設計が取り入れられ、複雑な住民移転や補償の手続きを回避することができたほか、事業の大幅な遅延を避けることにもつながりました。

## 6.3 環境影響評価の運用実態、課題等

民間及び公共のすべての事業において、政府による承認前に環境省による環境影響評価が行われなければならないことが「環境保全・自然資源管理法（1996 年）」及び「環境影響評価の手続きに関する政令（1999 年）」で定められています。環境省による環境影響評価書の承認の後、カンボジアで事業を行うすべての事業者は商業省に事業の登録を行うこととなります。ところが、すべての公的・民間事業において、IEIA/EIA が必要かどうか環境省に照会があるわけではないため、スクリーニングの対象とならず、農林水産省、公共事業交通省や鉱工業エネルギー省の承認、および CDC の承認だけを得て、環境省による IEIA/EIA 報

告書の審査やの作成なしに事業が進められているケースもあります。これらは「環境保全・自然資源管理法（1996年）」に違反する行為です。

カンボジアでは、事業に伴う土地や資産の補償が市場価格に基づいて行われることになっていますが、実際にはカンボジアに明確で透明性のある市場価格決定のメカニズムがないため、住民は資産の補償価格について不信感を募らせていることがあります。よって、事業に伴う住民への補償に関しては、透明性を確保した適切な手続きを踏み、住民との十分な話し合いのもとで補償についての合意を得ることが望ましいと言えます。道路拡張などの公共事業においては、「土地収用法」の下、人々は立ち退きを余儀なくされることとなりますが、彼らの資産の補償については市場価格に基づいての補償、あるいは政府が準備した土地の取得のいずれかを選択することができます。民間事業においては、事業に伴う補償は事業者と影響を受ける地域住民との話し合いによって行われます。

また、カンボジアでは、法的な土地や資産への権利がなくとも、「社会的土地の許可に関する政令と政府の土地における違法な一時的な居住に関する告示（2010年5月31日）（Sub-decree on Social Land Concession, and Circular 03 on Resolution on Temporary Settlement which have been illegally occupied on State land, dated May 31, 2010）」において、その土地に居住あるいは利用している住民は補償を受けることができます。この点に十分配慮した住民補償を検討することが重要です。

さらに、カンボジアには多くの文化的遺産が存在しています。3.9で述べた「文化に関する国の政策（National Policy on Culture, dated July 18, 2014）」により、文化遺産に重大な影響を与える場合には、この影響を軽減するための対応策が求められています。

## 7 関連する現地政府機関・国際機関のコンタクト

### 7.1 環境影響評価所轄当局の窓口

政府・民間ともに、すべての対象事業実施者はIEIA/EIAへの評価とコメントを求める申請書を200万米ドル以上の事業については環境省に申請し、環境省の承認を得なければなりません。また、200万米ドル以下の事業に対しては、州政府がIEIA/EIAへの評価とコメントを求める申請を受け付け、承認を行います。事業者は、スクリーニングのために初期的な事業計画を環境省に提示することが求められます。また、IEIA/EIAのTORは、環境省による事業の現地訪問の後決定されます。

#### 7.1.1 環境省（Ministry of Environment）

環境影響評価局（Department of Environmental Impact Assessment, DEIA）  
Mr. H.E. Danh Serey,

Director of EIA Department  
 Email: [danhserey@yahoo.com](mailto:danhserey@yahoo.com)  
 Tel.: (855)16-821-353  
 No.46, Sihanouk Blvd. (St. 274), Phnom Penh, Cambodia

## 7.1.2 州政府

各州政府のIEIA/EIAに関する問い合わせは、下記リストをご参照ください。

表 7.1-1 各州政府のIEIA/EIAに関するコンタクト先

No.	Name	Location ADD.	Name of Departments	Phone	E-mail
1	Chiek Ang	Phnom Penh Municipality	Phnom Penh Municipality Department	011 852 111	<a href="mailto:chiek_ang@yahoo.com">chiek_ang@yahoo.com</a>
2	Nem Saroeurn	Preah Sihanouk Province	Preah Sihanouk Provincail Department	097 724 5666	<a href="mailto:nemsaroeurn@yahoo.com">nemsaroeurn@yahoo.com</a>
3	Kong Sopal	Kep Province	Kep Provincail Department	012 956 793	environmentkep19@gmail.com
4	Orm Phat	Kandal Province	Kandal Provincail Department	012 476 968	<a href="mailto:environment-Kandal@yahoo.com">environment-Kandal@yahoo.com</a>
5	គឹម សុកា (Kim Soka)	Pailin Province	Pailin Provincail Department	015 403 030	<a href="mailto:Poepailendoepailen@yahoo.com">Poepailendoepailen@yahoo.com</a>
6	Ngor Hour	Oddar Meanchey Province	Oddar Meanchey Provincail Department	097 629 0999	<a href="mailto:Ngorhour168@yahoo.com">Ngorhour168@yahoo.com</a>
7	តុល ក្រកាដា (Top Kdkada)	Kampong Thom Province	Kampong Thom Provincail Department	012 215 540	<a href="mailto:top_kdkada@yahoo.com">top_kdkada@yahoo.com</a>
8	Hour Pyseth	Tbong Khmum Province	Tbong Khmum Provincail Department	012 600 787	<a href="mailto:hourpyseth@yahoo.com">hourpyseth@yahoo.com</a>
9	Eng Phirong	Stung Treng Province	Stung Treng Provincail Department	012 939 158	<a href="mailto:phirongeng@yahoo.com">phirongeng@yahoo.com</a>
10	យ៉ិម លី (Yim Li)	Banteay Meanchey Province	Banteay Meanchey Provincail Department	012 958 932	envbmc@gmail.com
11	Peou Bunthan	Kampong Chhnang Province	Kampong Chhnang Provincail Department	012 798 306	<a href="mailto:bunthan_peou@gmail.com">bunthan_peou@gmail.com</a>
12	Man Phala	Koh Kong Province	Koh Kong Provincail Department	016 718 335	<a href="mailto:Man_phala@yahoo.com">Man_phala@yahoo.com</a>
13	Suy Thea	Kampot Province	Kampot Provincail Department	097 7995 936	<a href="mailto:suythea@yahoo.com">suythea@yahoo.com</a>
14	Khoy Chanrath	Preah Vihear Province	Preah Vihear Provincail Department	012 946 803	<a href="mailto:kkchanrath@gmail.com">kkchanrath@gmail.com</a>
15	Chhith Sopal	Mondulkiri Province	Mondulkiri Provincail Department	097 769 4444	<a href="mailto:chhithsopal@yahoo.com">chhithsopal@yahoo.com</a>
16	Thay Chantha	Pursat Province	Pursat Provincail Department	012 877 774	<a href="mailto:thaychantha@yahoo.com">thaychantha@yahoo.com</a>
17	Nop Chanthy	Kratié Province	Kratié Provincail Department	012 945 763	<a href="mailto:nopchanthy123@gmail.com">nopchanthy123@gmail.com</a>

18	Chou Sophark	Ratanakiri Province	Ratanakiri Provincail Department	012 363 689	<a href="mailto:chousophark@yahoo.com">chousophark@yahoo.com</a>
19	Khi Tanglay	Kampong Cham Province	Kampong Cham Provincail Department	017 357 766	<a href="mailto:khitanglay@yahoo.com">khitanglay@yahoo.com</a>
20	Koout Saroeurn	Svay Rieng Province	Svay Rieng Provincail Department	012 922 828	<a href="mailto:koout.saroeurn@gmail">koout.saroeurn@gmail</a>
21	Choup Saron	Battambang Province	Battambang Provincail Department	012 550 061	<a href="mailto:silly.piseth@gmail.com">silly.piseth@gmail.com</a>
22	Heng Koun	Kampong Speu Province	Kampong Speu Provincail Department	012 540 981	Nil
23	Chhoy Bunly	Takéo Province	Takéo Provincail Department	097 707 1559	Nil
24	Sam Thea	Prey Veng Province	Prey Veng Provincail Department	012 475 755	<a href="mailto:moepreyveng@gmail.com">moepreyveng@gmail.com</a>
25	Phourng Lina	Siem Reap Province	Siem Reap Provincail Department	012 775 365	<a href="mailto:phournglina@yahoo.com">phournglina@yahoo.com</a>

## 7.2 許認可機関の窓口

事業の許認可機関の環境担当部局の名称は以下に示すとおりです。

カンボジア開発評議会 (The Council for the Development of Cambodia)

カンボジア投資委員会 (Cambodian Investment Board)

Mr. Seng Sochinda,

Director of Environmental Assessment Department

Email: [ssochinda@gmail.com](mailto:ssochinda@gmail.com)

Tel : (855)97-855- 6789

Building A, Room 24, Government Palace, Sisowath Quay, Wat Phnom, Phnom Penh, Cambodia

## 7.3 政府認定又は資格を保有する現地コンサルタント企業のリスト等へのアクセス

2014年5月に、新しく「環境・社会影響評価報告書の調査と実施を行うコンサルタント会社の登録に関する規定(2014年)」が策定され、カンボジアで環境影響評価を行うことができるコンサルタントの登録と認証制度が設置されました。これまでに、9社のコンサルタントが正式に登録され、認証を受けました。

表 7.3-1 政府の承認を受けた登録コンサルタントのリスト

No	Name	License		Contract		Address	Email
		Reffering Letter	Date	Date	Date		
1	E & A Consultant Co., Ltd.	358	sCN>bsβ	01-07-2014	23-03-2006	អគ្គនាយកដ្ឋានប្រយោជន៍សង្គមកម្ពុជា #3D, Street 169, Sangkat Vealvong, Khan 7 January, Phnom Penh, Cambodia	<a href="mailto:kimkongham@yahoo.com">kimkongham@yahoo.com</a>
2	CES Co., Ltd.	359	sCN>bsβ	01-07-2014	21-03-2005	អគ្គនាយកដ្ឋានប្រយោជន៍សង្គមកម្ពុជា #20, Street 01, Preok Commune, Sangkat Chba Ompov I, Khan MeanChey, Phnom Penh, Cambodia	<a href="mailto:info@ces.com.kh">info@ces.com.kh</a>
3	PPIC Co., Ltd.	517	sCN>bsβ	17-07-	23-03-	អគ្គនាយកដ្ឋានប្រយោជន៍សង្គមកម្ពុជា	<a href="mailto:ppicltd@online.com">ppicltd@online.com</a>

				2014	2006		<a href="#">.kh</a>
						#56, Street 242, Sangkat Chaktomuk, Khan Daun Penh, Phnom Penh, Cambodia	<a href="mailto:ppicltd@ppicltd.com.kh">ppicltd@ppicltd.com.kh</a>
4	S B K Research and Development Co., Ltd.	518	sCN>bsβ	18-07-2014	23-03-2006	ផ្ទះលេខ១៤បង្ការលេខ១៨សង្កាត់ទំនប់ទឹកច្រើនការមណ្ឌលភ្នំពេញ #14B, Street 185, Sangkat Tumnob Tuek, Khan Chamkamon, Phnom Penh, Cambodia	<a href="mailto:sbkadmin1@online.com.kh">sbkadmin1@online.com.kh</a>
5	Creative Green Design Co., Ltd.	551	sCN>bsβ	01-08-2014	23-03-2006	អគារលេខ៣២២P ផ្លូវលេខ២២១សង្កាត់ទឹកថ្លាខណ្ឌសែនសុខរាជធានីភ្នំពេញ #322P, St271Z, Sangkat Teok Thla, Khan Sen Sok, Phnom Penh	<a href="mailto:saphoeuntous09@yahoo.com">saphoeuntous09@yahoo.com</a>
6	ENVIROTECH Service Co., Ltd.	561	sCN>bsβ	04-08-2014	23-03-2006	ផ្ទះលេខ៤២ផ្លូវលេខ២១១សង្កាត់ទឹកល្អក់ទី៣ខណ្ឌទួលគោករាជធានីភ្នំពេញ #24B, St. 218, Sangkat Toeuk La-AK-III, Khan Tuolkok, Phnom Penh, Cambodia	<a href="mailto:ets.mony@gmail.com">ets.mony@gmail.com</a> <a href="mailto:adm.est@gmail.com">adm.est@gmail.com</a> <a href="mailto:acc.est@gmail.com">acc.est@gmail.com</a>
7	Green Environment Group Co., Ltd.	571	sCN>bsβ	05-08-2014	18-09-2005	ផ្ទះលេខ៤២ផ្លូវស្ពានឥសានសង្កាត់ទន្លេបាសាក់ខណ្ឌចំការមណ្ឌលភ្នំពេញ #46, Street Inthanou Bridge, Sangkat Tonle Bassak, Khan Chamkarmon, Phnom Penh, Cambodia	<a href="mailto:gec.cambo@gmail.com">gec.cambo@gmail.com</a>
8	SAWAC Consultants (Cambodia) Co., Ltd.	578	sCN>bsβ	06-08-2014	10-06-2005	ផ្ទះលេខ៣០C ផ្លូវលេខ៤៧សង្កាត់ទួលទំពង់ទឹកច្រើនការមណ្ឌលភ្នំពេញ #36C, Street 476, Sangkar TuoltompongII, Khan Chamkarmon, Phnom Penh, Cambodia	
9	RCBCC Co., Ltd.	727	sCN>bsβ	03-10-2014	---	ផ្ទះលេខAA១៣ ផ្លូវលេខ៩៩ សង្កាត់បឹងត្របែក ខណ្ឌចំការមណ្ឌលភ្នំពេញ #AA13, Street 99, Sangkat Boeung Trobeok, Khan Chamkarmon, Phnom Penh, Cambodia	

## 8 その他参考になる資料等

- カンボジア開発協議会 2013年「カンボジア投資ガイドブック」
- International Finance Corporation (IFC). 2012. Performance Standards on Environmental and Social Sustainability
- Ministry of Economy and Finance (MEF). 2011. Basic Resettlement Procedures (Cambodia)

## 9 参考文献

- カンボジア開発協議会 2013年「カンボジア投資ガイドブック」
- 日本貿易振興機構 (JETRO) 2017年「世界貿易投資報告 カンボジア」
- 日本貿易振興機構 (JETRO、プノンペン事務所) 2014年 a「カンボジアの経済、貿易、投資環境と進出日系企業について」(2014年11月現在)
- 日本貿易振興機構 (JETRO、プノンペン事務所) 2014年 b JETRO、プノンペン事務所 担当者へのヒアリング (2014年12月現在)
- Hirsch, Philip. 2007. The Mekong River Commission and the question of national



interest(s). Watershed 12 (1): 20–25.

- Hubbel, David. 2007. Lao dams threaten Cambodia. Watershed 12 (1): 31–36.
- International Finance Corporation (IFC). 2012. Performance Standards on Environmental and Social Sustainability
- Li, C. Jennifer. 2008. Environmental Impact Assessments in Developing Countries: An Opportunity for Greater Environmental Security? FESS Working Paper No. 4.
- Ministry of Economy and Finance (MEF). 2011. Basic Resettlement Procedures (Cambodia)

## 10 添付資料

事業リスト（「環境影響評価の手続きに関する政令（1999年）」の Annex より引用）

Type and activities of projects	Size / Capacity	
A. Industrial（製造業）		
Foods, Drinks, Tobacco（食品、飲料、たばこ）		
Food processing and caned	≥ 500 Tones/year	食品加工（500 トン/年以上）
All fruit drinks manufacturing	≥ 1,500 Litres / day	果実飲料（1,500 リットル/日以上）
Fruit manufacturing	≥ 500 Tones/year	果実加工（500 オンス/年）
Orange Juice manufacturing	All sizes	オレンジジュース工場（すべて）
Wine manufacturing	All sizes	ワイン工場（すべて）
Alcohol and Beer brewery	All sizes	アルコール・ビール工場（すべて）
Water supply	≥ 10,000 Users	水供給（10,000 人以上の利用者）
Tobacco manufacturing	≥ 10,000 Boxes/day	たばこ工場（10,000 箱/日）
Tobacco leave processing	≥ 350 Tones/ year	タバコの葉の加工（350 トン/年以上）
Sugar refinery	≥ 3,000 Tones / year	砂糖精製（3,000 トン/年以上）
Rice mill and cereal grains	≥ 3,000 Tones / year	米穀物精製（3,000 トン/年以上）
Fish, soy bean, chili, tomato sources	≥ 500,000 Litres/ year	魚種、しょうゆ、チリ、トマトソース（500,000 リットル/年以上）
Leather tanning, Garment and Textile（皮革加工、衣料、繊維）		
Textile and dyeing factory	All sizes	繊維・染工場（すべて）
Garments, washing, printing, dyeing	All sizes	衣料、洗濯・印刷（すべて）
Leather tanning, and glue	All sizes	皮革加工（すべて）
Sponge- rubber factory	All sizes	スポンジ・ゴム（すべて）
Wooden production（木材製品）		
Plywood	≥ 100,000m <sup>3</sup> /year(log)	ベニヤ（100,000m <sup>3</sup> /年以上）
Artificial wood	≥ 1,000 m <sup>3</sup> /year(log)	人工木材（1,000m <sup>3</sup> /年以上）
Saw mill	≥ 50,000 m <sup>3</sup> /year(log)	製材所（50,000m <sup>3</sup> /年以上）
Paper（紙）		
Paper factory	All sizes	製紙工場（すべて）
Pulp and paper processing	All sizes	紙・パルプ（すべて）
Plastic, Rubber and Chemical（プラスチック、ゴム、化学）		
Plastic factory	All sizes	プラスチック工場（すべて）
Tire factory	≥ 500 Tones /year	ゴム工場（1,000 トン/年以上）
Rubber factory	≥ 1,000 Tones /year	タイヤ工場（500 トン/年以上）
Battery industry	All sizes	電池工業（すべて）

Chemical production industries	All sizes	化学工業 (すべて)
Chemical fertilizer plants	≥ 10,000 Tones /year	化学肥料工業 (10,000 トン/年以上)
Pesticide industry	All sizes	殺虫剤 (すべて)
Painting manufacturing	All sizes	塗料工場 (すべて)
Fuel chemical	All sizes	石油化学 (すべて)
Liquid, powder, solid soaps manufacturing	All sizes	せっけん洗剤工場 (すべて)
Mining production other than metal (金属以外の鉱山)		
Cement industry	All sizes	セメント工場 (すべて)
Oil refinery	All sizes	石油精製工場 (すべて)
Gas factory	All sizes	ガス工場 (すべて)
Construction of oil and gas pipeline	≥ 2 Kilometers	石油ガスパイプラインの建設 (2km 以上)
Oil and gas separation and storage facilities	≥ 1,000,000 Litres	石油・ガスの貯蔵庫 (1,000,000 リットル以上)
Fuel stations	≥ 20,000 Litres	ガソリンスタンド (20,000 リットル以上)
Mining	All sizes	鉱山 (すべて)
Glass and bottle factory	All sizes	ガラス工場 (すべて)
Bricks, roofing tile manufacturing	150,000 piece /month	ブロックタイル工場 (150,000 個/月以上)
Flooring tile manufacturing	90,000 piece /month	床タイル工場 (90,000 個/月以上)
Calcium carbide plants	All sizes	炭化カルシウム工場 (すべて)
Producing of construction materials(Cement)	900 tones/month	建設資材工場 (セメント) (900 トン/月)
Cow oil and motor oil manufacturing	All sizes	車両オイル工場 (すべて)
Petroleum study research	All sizes	石油探索 (すべて)
Metal industries (製鉄)		
Mechanical industries	All sizes	機械工業 (すべて)
Mechanical storage factory	All sizes	機械貯蔵施設 (すべて)
Mechanical and shipyard enterprise	All sizes	機械販売 (すべて)
Metal Processing Industrials (製錬)		
Manufacturing of harms, barbed wires, nets	≥ 300 Tones/month	ワイヤー・ネット工場 (300 トン/月以上)
Steel mill, Irons, Aluminum	All sizes	製鉄・鉄鋼・アルミニウム (すべて)
All kind of smelting	All sizes	すべての精錬所 (すべて)
Other Industries (その他の産業)		
Waste processing, burning	All sizes	廃棄物処理・焼却場 (すべて)
Waste water treatment plants	All sizes	排水処理施設 (すべて)
Power plants	≥ 5 MW	発電所 (5MW 以上)
Hydropower	≥ 1 MW	水力発電 (1MW以上)
Cotton manufacturing	≥ 15 Tones/month	綿工場 (15 トン/月以上)
Animal's food processing	≥ 10,000 Tones/year	飼料工場 (10,000 トン/年以上)
B. AGRICULTURE (農業)		
Concession forest	≥ 10,000 Hectares	森林の利用許可 (10,000 ヘクタール以上)
Logging	≥ 500 Hectares	森林伐採 (500 ヘクタール以上)
Land covered by forest	≥ 500 Hectares	森林におおわれた土地利用 (500 ヘクタール以上)
Agriculture and agro-industrial land	≥ 10,000 Hectares	農業開発による土地利用 (10,000 ヘクタール以上)
Flooded and coastal forests	All sizes	海岸地域の森林 (すべて)

Irrigation systems	≥ 5,000 Hectares	灌漑事業 (5,000 ヘクタール以上)
Drainage systems	≥ 5,000 Hectares	排水処理 (5,000 ヘクタール以上)
Fishing ports	All sizes	漁業のための港 (すべて)
C. TOURISM (観光)		
Tourism areas	≥ 50 Hectares	観光開発 (50 ヘクタール以上)
Goal field	≥ 18 Holes	ゴルフ場開発 (18 ホール以上)
D. INFRASTRUCTURE (インフラ)		
Urbanization development	All sizes	都市開発 (すべて)
Industrial zones	All sizes	工業地域 (すべて)
Construction of bridge-roads	≥ 30 Tones weight	道路・橋の建設 (30 トン以上)
Buildings Height	≥ 12 m or floor ≥ 8,000 m <sup>2</sup>	高層建築物 (12m/階以上または 8,000m <sup>2</sup> 以上)
Restaurants	≥ 500 Seats	レストラン (500 席以上)
Hotels	≥ 60 Rooms	ホテル (60 室以上)
Hotel adjacent to coastal area	≥ 40 Rooms	海岸線沿いのホテル (40 室以上)
National road construction	≥ 100 Kilometers	国道 (100km 以上)
Railway construction	All sizes	鉄道建設 (すべて)
Port construction	All sizes	港湾建設 (すべて)
Airport construction	All sizes	空港建設 (すべて)
Dredging	≥ 50,000 m <sup>3</sup>	浚渫 (50,000m <sup>3</sup> 以上)
Damping site	≥ 200,000 people	廃棄物埋立地 (200,000 人以上)